

さぬき市新型コロナウイルス感染症
関連融資利用事業者支援給付金
申請要領

令和4年7月
さぬき市商工観光課

1 制度の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障が生じ、融資を受けた市内の事業者等を支援するため、給付金を支給します。

【支給対象者】

市内に事業所や店舗を有する中小企業、中堅企業等又は個人事業主(市外(県内)に事業所を有する市内在住者※1を含む)のうち、**新型コロナウイルス感染症に起因する資金繰り対策として融資※2を受けた者**

※1 市外(県内)に事業所・店舗を有する個人事業主にあつては、令和4年7月14日以前から市内に住所を有する者に限る。

※2 令和2年1月1日～令和4年12月31日までの間に融資実行されたものに限る。

また、**原油価格・物価高騰の影響による制度融資は対象外。**

【支給額】

1事業者当たり 対象となる**融資実行額の10%**に相当する額
(千円未満は切り捨て、上限20万円)

注 対象期間内に複数の融資を受けた場合は、**支給額の総額が上限20万円に達するまで、都度(又は合わせて)申請することができます。**

【提出書類】

①給付金申請書(請求書)(様式第1号)

②誓約書(様式第2号)

③融資に係る契約書の写し等

④新型コロナウイルス感染症に起因する制度融資であることが分かる書類

⑤市区町村税の滞納がないことを証する書類

⑥通帳の写し(振込先口座情報を確認できるもの)

⑦<<個人事業主>>本人確認書類

⑧<<市外(県内)にのみ事業所・店舗を有する市内在住個人事業主の場合>>
住民票

注 審査の過程において、上記以外の提出書類が必要となる場合があります。

2 支給要件

次に掲げる要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 申請日において、市内(市内に住所を有する個人事業主にあつては、香川県内)に事業所・店舗を有する者
※市内に住所を有し、市外(香川県内)にのみ事業所を有する個人事業主にあつては、令和4年7月14日(さぬき市新型コロナウイルス感染症関連融資利用事業者支援給付金支給事業実施要綱の施行日)以前から市内に住所を有する者でなければなりません。
- (2) 申請日以後も市内(市内に住所を有する個人事業主にあつては、香川県内)で事業を継続する意思があること。
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者
 - イ アに該当しない法人(組合若しくはその連合会又は一般社団法人を除く。)で、資本金の額又は出資の総額が3億円以下(資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が300人以下)であるもの
 - ウ 組合若しくはその連合会又は一般社団法人で、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又はア若しくはイに該当する法人であるもの
- (4) 新型コロナウイルス感染症に起因する資金繰り対策として次に掲げる融資※令和2年1月1日～令和4年12月31日までの間に融資実行されたものに限ります。)を受けた者 ※原油価格・物価高騰の影響による制度融資は対象外
 - ア セーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証付き融資
 - イ 日本政策金融公庫が行う次に掲げる融資
 - (ア) 新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - (イ) 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付
 - (ウ) 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - (エ) 生活衛生新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付
 - (オ) 生活衛生改善貸付
 - (カ) 衛生環境激変特別貸付
 - (キ) 小規模事業者経営改善資金融資
 - (ク) 経営環境変化対応資金融資

- ウ 商工組合中央金庫又は株式会社日本政策投資銀行が危機対応円滑化業務として行う資金貸付
- エ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が小規模企業共済制度の特例措置として行う特例緊急経営安定貸付
- オ その他新型コロナウイルス感染症対策の制度融資で市長が認めるもの

(5) 市区町村税の滞納がないこと。

【支給対象外となる場合】

上記要件を満たす場合であっても、給付金の趣旨・目的に照らして支給することが適当でないと市長が判断するときは、支給対象外となる場合があります。

3 申請期間・方法など

- ◇申請期間 令和4年7月15日(金)～令和5年1月31日(火)当日消印有効
- ◇申請方法 郵送
- ◇申請先 ㊟769-2195 さぬき市志度5385番地8
さぬき市役所 商工観光課 宛て

注1) 「**給付金申請書**」**在中**とご記入ください。

注2) 書類到着確認等の問合せには応じられませんので、到着確認を求める場合は、簡易書留など、ご自身で送達状況の追跡ができる方法により郵送願います。

- ◇振込日 8月上旬から月3回の振込日を設ける予定です。
審査終了後、送付する支給決定に関する通知書に、振込予定日を記載しますので、ご確認ください。
なお、事務処理の事情により、まれに予定日を数日経過する場合があります。

◇必要なもの

提出書類の用紙サイズは全て**A4判(片面印刷)**で統一してください。

必要書類		書類の例・注意事項
①	給付金申請書(請求書) (様式第1号) ※1	2枚1セット[おもて・裏(2枚目)]になっています。記入漏れに注意。
②	誓約書(様式第2号)	申請者が自筆で署名してください。
③	融資に係る契約書の写し等	以下に掲げる情報が記載されたもの ・融資実行機関 ・融資実行年月日 ・融資を受けた者 ・融資実行額 ・制度融資名
④	新型コロナウイルス感染症に起因する制度融資であることが分かる書類の写し	・セーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証付き融資の場合、信用保証決定のお知らせの写し ・融資制度の概要が分かるチラシ(ただし、③の書類で確認できる場合は、省略することができます。)
⑤	市区町村税の滞納がないことを証する書類	「完納証明書」「滞納無証明書」など
⑥	振込先口座が確認できるもの	以下に掲げる情報が記載された通帳の写しなど。 ・振込先金融機関(支店名含む) ・口座種別 ・口座番号 ・口座名義人※2
⑦	本人確認書類 ※個人事業主の場合に限る。	次の書類のいずれかの写し ・運転免許証(両面) ・個人番号カード(表面) ・写真付き住民基本台帳カード(表面) ・在留カード、特別永住者証明書又は外国人登録証明書(在留資格が特別永住者の者に限る。)
⑧	住民票 ※市外(県内)にのみ事業所・店舗を有する市内在住個人事業主の場合に限る。	令和4年7月14日以前から市内に住所を有する者であることを確認するため。 マイナンバーの記載は必要ありません。

※1 「給付金申請書(請求書)(様式第1号)」は、市ホームページからダウンロードできます。また、市役所商工観光課、総合支所、各出張所、商工会本所、商工会支所

で入手できます。

※2 振込先は、申請者が法人の場合は当該法人、申請者が個人の場合は当該個人本人の名義である口座に限ります。

注 審査の過程において、上記以外の提出書類が必要となる場合があります。

4 申請後の流れ・不正受給時の対応

●申請後の流れ

申請内容・証拠書類等を確認させていただき、不明な点等がありましたら電話等でご連絡する場合がありますので、ご対応をお願いします。

また、不備の内容によっては、返送させていただく場合もありますので、ご承知おきください。

給付金の振込については、8月上旬から月3回の振込日を設ける予定です。

なお、審査終了後、支給決定通知書(不支給の場合には不支給決定通知書)を発送させていただきます。

支給決定通知書には、振込予定日を記載しますので、ご確認ください。

(事務処理の事情により、まれに予定日を数日経過する場合があります。)

●不正受給時の対応

提出された証拠書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。

給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが明らかになった者又は偽りその他不正の手段により支給を受けた者に対しては、返還を求めます。

また、不正の内容が悪質な場合には申請者名を公表するとともに、刑事告発を行います。

5 お問い合わせ先

◇さぬき市役所 建設経済部 商工観光課

☎087-894-1114 (平日 8:30~17:15)